

介護予防・日常生活支援総合事業におけるミニデイサービス

(基準緩和したサービス) 通所介護事業所向け説明会

【目次】

1	今後の総合事業の実施について	1
2	通所型サービスの概要	1
	(1) 通所型サービスの類型	1
	(2) ミニデイサービス創設の目的	1
	(3) 本市における通所型サービスの考え方	2
	(4) 総合事業通所介護(従前相当)利用の判断基準	2
3	ミニデイサービスの基準等について	4
	(1) サービス内容	4
	(2) 人員基準	4
	(3) 設備基準	5
	(4) 運営基準	5
	(5) 単位数・加算等	6
4	通所介護事業所等でミニデイサービスを実施する場合の留意事項	7
	(1) 同一の事業所において、別のスペースまたは別の時間帯で実施する場合	7
	(2) 通所介護事業所等以外の事業所で実施する場合(参考)	9
5	事業対象者で週2回利用の特例の廃止	10

平成31年1月21日(月)

白井市高齢者福祉課

1 今後の総合事業の実施について

- ・従前相当サービスは、平成28年2月から実施済み
- ・訪問型サービスAは、平成29年2月から実施済み
- ・ミニデイサービスは、平成31年4月から実施予定

【総合事業の目的】

- ・総合事業は、地域包括ケアシステムの中の生活支援・介護予防を担っていくもので、介護保険の要支援相当の高齢者に対し、効果的で効率的な支援を行います。
- ・効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービスを提供することで、**要支援状態からの自立の促進や重度化予防を図ります。**

2 通所型サービスの概要について

(1) 通所型サービスの類型

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

〈厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより抜粋〉

(2) ミニデイサービス創設の目的

- ①高齢者増及び要介護者増並びに支え手不足を想定し、指定通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所においては、より介護の必要な方の利用を優先できる体制を作る。
- ②軽度者のうち、専門職の関与を必要としない利用目的(閉じこもり予防・軽運動など)の方が利用できるサービスにより、介護予防に積極的に取り組むサービス提供を行う。
- ③通所型サービス(従前相当)と一般介護予防事業との中間的役割を担うものとし、改善が図れた場合は、一般介護予防事業や地域での活動等につないでいく。

(3) 本市における通所型サービスの考え方

通所型サービスのうち、総合事業通所介護（従前相当サービス）は、日常生活上の支援及び生活機能の改善、向上を目指していくサービスとし、ミニデイサービスは、外出や交流、運動などを主目的としたサービスとして位置付け、状況などを踏まえながら多様なサービスの利用を促進していきます。

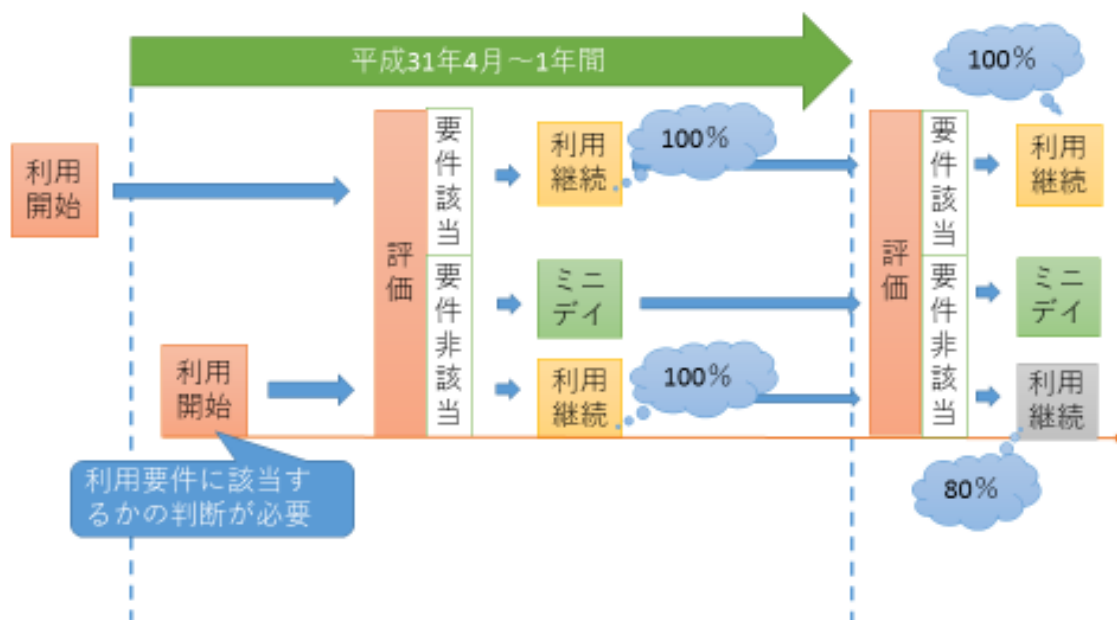
原則として、総合事業通所介護（従前相当サービス）の利用は最長で6か月とし、その後はミニデイサービスへの移行を基本とします。6か月を超えて継続利用を希望する場合は、本来の80%の単位数での利用を可能とします。

ただし、1クール終了時の評価、再アセスメントにより（4）の判断基準に該当する場合は、引き続き身体介護又は短期的な目標設定及び評価が必要であることを勘案し、100%の単位数を算定することとします。

【経過措置】

平成31年度中については80%の単位の算定は行いません。

平成32年4月1日以降の評価・再アセスメントのタイミングで利用要件に該当となるかを判断し、該当しないが、利用継続を希望する場合には、新プランから80%の単位の算定をすることとなります。



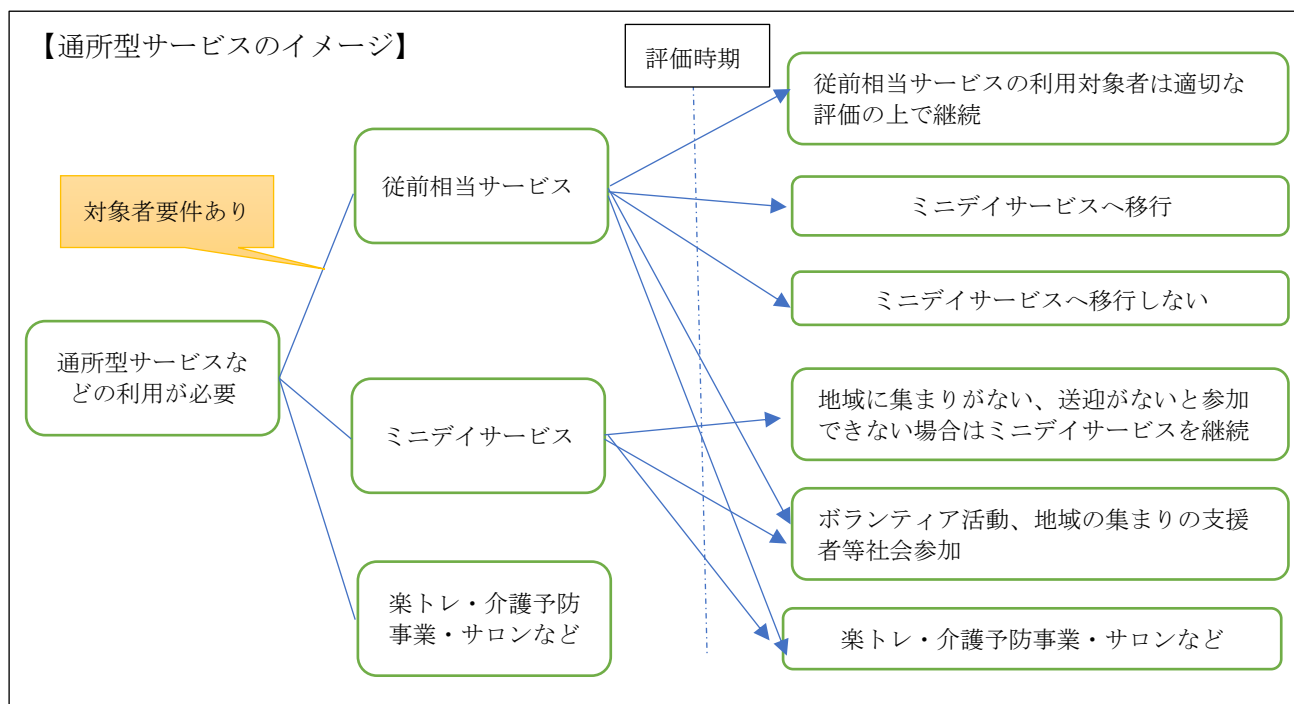
(4) 通所型サービス（従前相当）利用の判断基準

下記の①~③のいずれかに該当すること（③の場合は④⑤に該当することが必要）

	判断基準	留意事項
<input type="checkbox"/>	①入浴などの身体介護が必要な方	提供しているかではなく、介護の必要性で判断する。
<input type="checkbox"/>	②退院直後で状態が変化しやすいなど、専門的なサービスが特に必要な方	
<input type="checkbox"/>	③集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、改善が見込まれる方	下記の2項目に該当することが必要



<input type="checkbox"/>	④短期の介入によって生活機能改善が見込めるケース
<input type="checkbox"/>	⑤生活機能改善に向けた意思が明確であるケース
※生活機能…ADL、IADL	



3 ミニデイサービスの基準等について

(1) サービス内容

	総合事業通所介護（従前相当）	ミニデイサービス
内容	日常生活上の支援及び改善に向けた機能訓練	外出や交流、運動などを主目的としたサービス
利用者の目安	<ul style="list-style-type: none"> 入浴介助などの身体介護が必要な方 退院直後で状態が変化しやすいなど、専門的なサービスが特に必要な方 集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善が見込まれる方 	<ul style="list-style-type: none"> 従前相当サービス以外の方（閉じこもり予防、他者との交流、機能維持を目的とした運動が必要など）
実施方法	事業者指定（市）→国保連経由で審査支払	

(2) 人員基準

	総合事業通所介護（従前相当）	ミニデイサービス
管理者	専従常勤 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	専従1名以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※常勤、非常勤を問わない
生活相談員	サービス提供時間を通じて1名以上 ※事業所単位で生活相談員又は従事者の1名以上は常勤 <u>資格等</u> 社会福祉主事または同等の能力を有する者	
看護職員	看護師又は准看護師 単位毎に1名以上 ※定員が10人以下の場合は介護職員の配置で可	
機能訓練指導員	1名以上 <u>資格等</u> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師・きゅう師	
介護職員（従事者）	勤務延べ時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1名以上 ・15人超の場合は専従1名以上+利用者1人に専従0.2名以上 ※常時1名以上の確保必要	勤務延べ時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1名以上 ・15人超の場合は専従1名以上+利用者1人に専従0.1名以上 ※常勤、非常勤を問わない

	※事業所単位で生活相談員又は従事者の 1名以上は常勤	
--	-------------------------------	--

(3) 設備基準

	総合事業通所介護（従前相当）	ミニデイサービス
区画	食堂及び機能訓練室の面積 3㎡×利用定員以上	サービスを提供するために必要な場所の面積 3㎡×利用定員（※）以上 ※サービス A 定員数
備品 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静養室、相談室、事務室 ・ 消火設備その他非常災害に必要な設備・備品 ・ その他サービスの提供に必要な設備・備品 	サービスの提供に必要な設備及び備品

(4) 運営基準等

	総合事業通所介護（従前相当）	ミニデイサービス
運営 基準	個別サービス計画の作成、運営規程等の説明・同意、提供拒否の禁止、従事者の清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持等、廃止・休止の届出と便宜の提供、事故発生時の対応 等	事故発生時の対応、従事者又は従事者であった者の秘密保持、従事者の清潔保持・健康状態の管理、廃止・休止の届出と便宜の提供 個別サービス計画の作成
効果的 な支援 に関する 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的取り扱い方針の規定 ・ 具体的取り扱い方針の規定 ・ サービス提供にあたっての留意点の規定 	

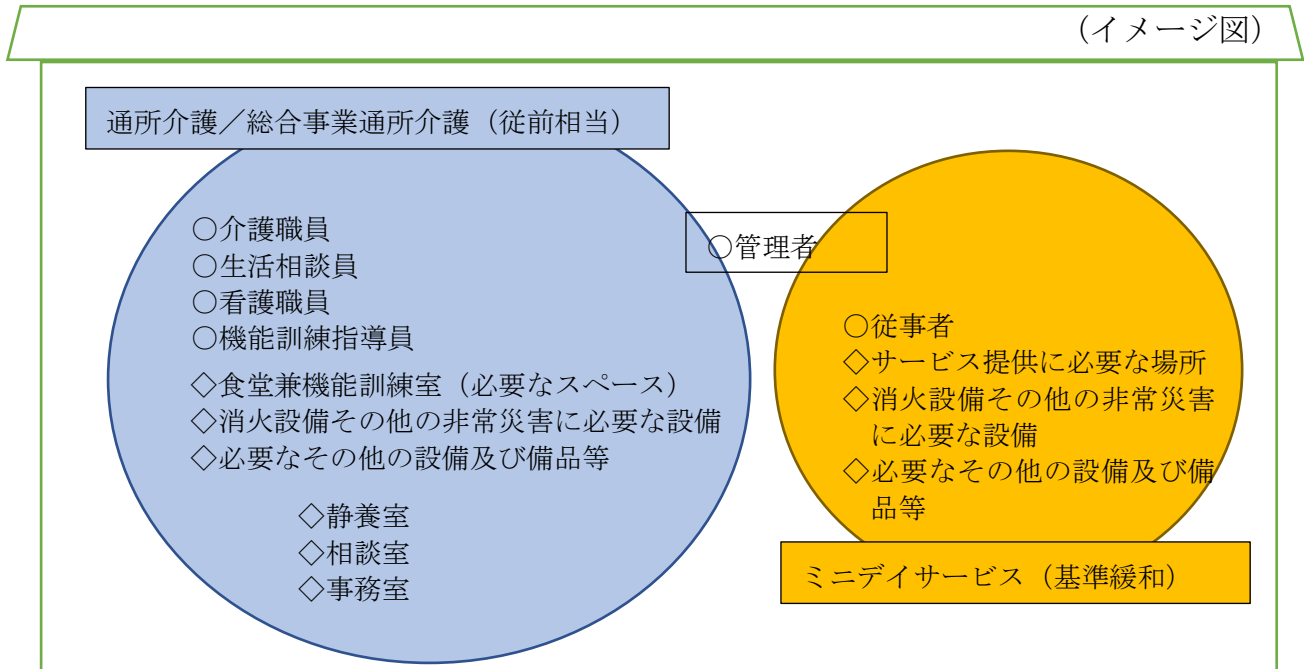
(5) 単位数・加算等

	総合事業通所介護（従前相当）	ミニデイサービス
単価	要支援1・事業対象者（週1回） 378単位／回 要支援2（週1～2回） 389単位／回 要支援1・事業対象者（月5回以上） 1, 647単位／月 要支援2（月9回以上） 3, 377単位／月 【6か月を超えて利用をする場合】 要支援1・事業対象者（週1回） 302単位／回 要支援2（週1～2回） 311単位／回 要支援1・事業対象者（月5回以上） 1, 318単位／月 要支援2（週1～2回） 2, 702単位／月	【2時間以上4時間未満】 要支援1・事業対象者（月4回まで） 265単位／回 要支援2（月8回まで） 272単位／回 要支援1・事業対象者（月5回以上） 1, 153単位／月 要支援2（月9回以上） 2, 364単位／月 【4時間以上】 要支援1・事業対象者（月4回まで） 284単位／回 要支援2（月8回まで） 292単位／回 要支援1・事業対象者（月5回以上） 1, 235単位／月 要支援2（月9回以上） 2, 533単位／月
加算	運動器機能向上加算 生活機能向上グループ活動加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算 選択的サービス複数実施加算 事業所評価加算 等	なし

4 通所介護事業所等でミニデイサービスを実施する場合の留意事項

通所介護（地域密着型通所介護含む。）、総合事業通所介護（従前相当）を実施している既存事業所等が、同一の事業所で基準緩和サービスを実施する場合は、（１）のケースとなります。

（１）通所介護事業所等と同一の事業所において、別のスペース又は別の時間帯で実施する場合



【利用定員】

●既存事業（通所介護＋従前相当サービス）とミニデイサービスで別々に設定する必要があります。

【人員基準】

○管理者については、支障のない場合は各サービスを兼務可能です。
○各サービスの利用者数に対して、基準を満たす職員を配置してください。

【設備基準】

◇それぞれのサービス基準を満たす必要があります。
◇同一スペースで、時間帯や曜日を分けてサービスを提供する場合は、設備について全て共有可能です。

【運営基準】

・それぞれのサービス基準を満たす必要があります。

※通所介護＋総合事業通所介護（従前相当サービス）とミニデイサービスを明確に区分して実施する場合には、それぞれに指定基準を満たす必要があります。

◆具体例◆（同一の事業所において、別のスペースまたは別の時間帯で実施する場合）

①別の部屋で実施する

②部屋を区切って実施する

例) パーテーション等で食堂・機能訓練室を区切って実施

③時間帯を分けて実施する。

例) 午前は通所介護・従前相当サービス、午後は基準緩和サービスを実施

④曜日を分けて実施する。

例) 月曜～金曜は通所介護・従前相当サービス、土曜は基準緩和サービスを実施

①・② 別スペースで実施する場合

スペース 1 (既存事業)	スペース 2 (ミニデイサービス)
利用者：通所介護 15 人・従前相当 5 人	利用者：ミニデイサービス 10 人
↓	↓
<u>介護職員 2 名</u>	<u>従事者 1 名</u>
+	
生活相談員、看護職員、機能訓練指導員	

※管理者は各サービスを兼務可能です。

③時間帯を分けて実施する場合

午前 通所介護（従前相当） 定員 15 人

午後 基準緩和サービス 定員 10 人

午前 (既存事業)	午後① (ミニデイサービス)	午後② (ミニデイサービス)
利用者：通所介護 10 人・従前相当 5 人	利用者： ミニデイサービス 10 人	利用者： ミニデイサービス 10 人
↓	↓	↓
<u>管理者 1 名 + 介護職員 1 名</u>	<u>管理者 1 名</u>	<u>管理者 1 名</u>
+	<u>従事者 1 名</u>	<u>従事者 1 名</u>
生活相談員、看護職員、機能訓練指導員		

④曜日を分けて実施する場合

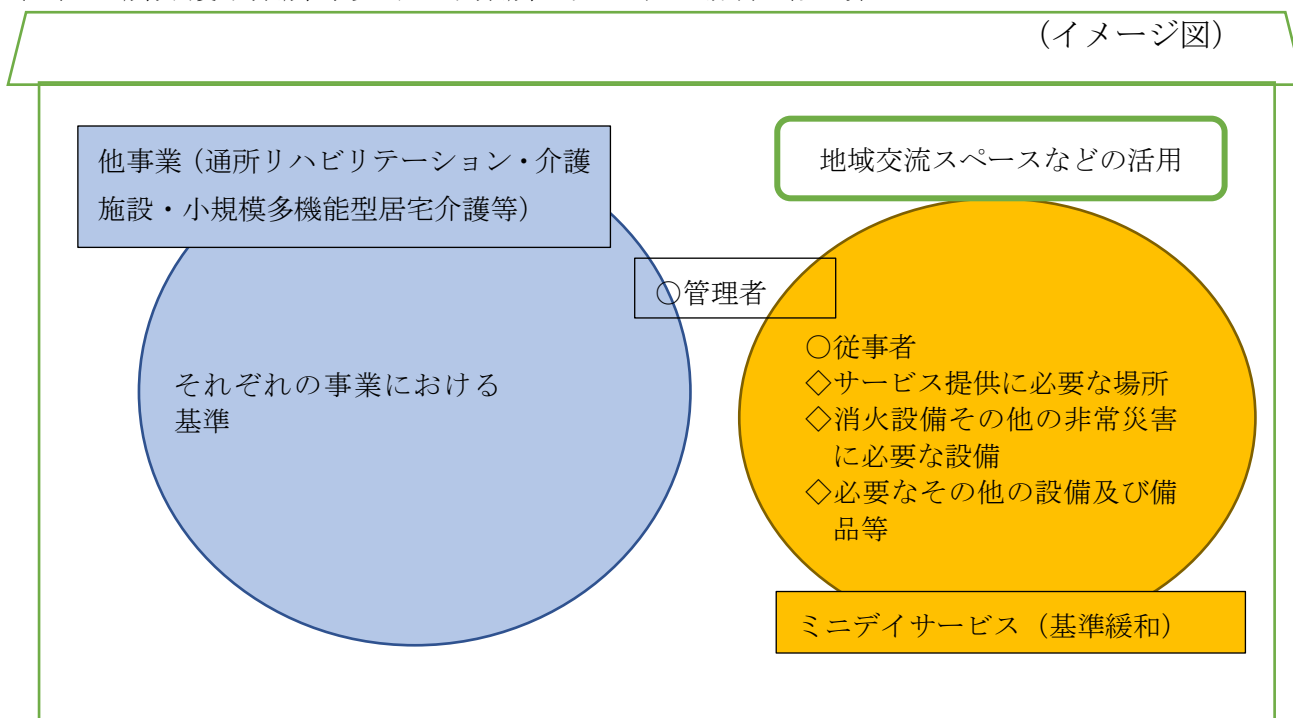
月曜～金曜 通所介護（従前相当） 定員 20 名

土曜 通所型 A（基準緩和サービス） 定員 5 名

月～金曜日 (既存事業)	土曜日 (サービス A)
利用者：通所介護 10 人・従前相当 5 人	利用者：ミニデイサービス 10 人
↓	↓
<u>管理者 1 名 + 介護職員 1 名</u>	<u>管理者 1 名 + 従事者 1 名</u>
+	
生活相談員、看護職員、機能訓練指導員	

(3) 通所介護事業所等以外の事業所で実施する場合（参考）

(イメージ図)



【利用定員】

- サービス提供に必要なスペース（各サービスの利用定員合計×3㎡以上）を満たすように定員を設定してください。

【人員基準】

- 管理者については、支障のない場合は他サービスを兼務可能です。ただし、業務過多とにならないよう十分に注意してください。
- サービスの利用者数に対して、基準を満たす職員を配置してください。
⇒15人以下の場合は専従1名以上、15人を超える場合は利用者1人につき専従0.1名以上を配置
例) ミニデイサービスの利用者：25人
サービス提供時間9：00～11：30
利用者数の合計である25人に対して、従事者を配置します。
(25人－15人) ÷ 10 + 1名 = 2名

【設備基準】

- ◇ミニデイサービスの利用定員の合計値に3㎡を掛けた広さを確保してください。
例) ミニデイサービスの定員：25人
25人×3㎡ = 75㎡ ⇒基準OK
- ◇その他の設備や備品については、支障のない範囲で他事業と共用可能です。

【運営基準】

- ・必ず遵守すべき基準
 - ▶事故発生時の対応
 - ▶従事者又は従事者であった者の秘密保持
 - ▶従事者の清潔保持と健康状態の管理
 - ▶廃止・休止の届け出と便宜の提供
- ・個別計画書の作成

5 事業対象者で週2回利用の特例の廃止

総合事業通所介護（従前相当）において、総合事業の事業対象者については、地域ケア会議で週2回の利用が妥当との評価を受けた場合は、特例として週2回の利用を認めるものとしていましたが、今回の制度改正に伴い、平成31年3月31日までで廃止とします。